

# 第三セクターに関する指針について

## 1 目的

市が出資又は出捐(しゅつえん)する第三セクターに関する「情報公開」、「抜本的改革に向けた取組」及び「公的支援の考え方」を示す

## 2 対象法人

要件	法人
(1) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は株式会社のうち、市が基本財産又は資本金の <u>25パーセント以上を出資している法人</u>	①公益財団法人石巻地域高等教育事業団 ②株式会社かほく・上品の郷 ③一般社団法人おしかパブリックサービス ④公益財団法人慶長遣欧使節船協会 ⑤一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター ⑥株式会社街づくりまんぼう ⑦公益財団法人石巻市芸術文化振興財団
(2) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は株式会社のうち、市が基本財産又は資本金の25パーセント未満を出資している法人で、 <u>その経営に実質的に主導的な立場を確保している</u> と認められる法人	⑧石巻産業創造株式会社
(3) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は株式会社のうち、市が基本財産又は資本金の25パーセント未満を出資している法人で、 <u>市が貸付、損失補償等の金融支援を行う法人</u>	⑨網地島ライン株式会社

### 3 第三セクターに関する指針に基づく専門委員による評価・検討の必要性について

#### (1) 専門委員による評価・検討

市長は、次のア、イ又はウに該当する対象法人について、当該対象法人の経営状況の評価と存廃・統合を含めた抜本的改革に向けた取組方針を検討することを目的とし、公認会計士、弁護士等の経営や債務整理に関する有識者、学識経験者等の外部専門家を専門委員として採用し、評価・検討を行う。

#### (2) 専門委員による評価・検討の判断基準

##### ① 経営が悪化しているおそれのある法人

ア 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること。

イ 債務超過にあること。

ウ 累積欠損金があること。

エ 直近3期全てにおいて経常損失が生じていること。

##### ② 設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人

##### ③ 他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人

#### ※ 参考(評価の対象とならない法人)

① 公益社団法人水産加工排水公社

② 石巻魚市場株式会社

③ 株式会社石巻青果

④ 牡鹿産業株式会社

⑤ 株式会社元気いしのまき

## 4 取組方針実施計画の取組状況について

### 1. 各法人における判断基準該当一覧(平成26年5月:第三セクターの改革に向けた取組方針策定時の該当内容)

No.	法人名	担当部署	判断基準1 経営が悪化しているおそれのある法人				判断基準2 設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人	判断基準3 他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人
			(1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること	(2) 債務超過にあること	(3) 累積欠損金があること	(4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること		
1	公益財団法人石巻地域高等教育事業団	総務部総務課	非該当	非該当	非該当	該当	非該当	非該当
2	株式会社かほく・上品の郷	河北総合支所地域振興課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
3	一般社団法人おしかパブリックサービス	牡鹿総合支所地域振興課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
4	公益財団法人慶長遣欧使節船協会	産業部観光課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
5	一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター	産業部商工課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
6	株式会社街づくりまんぼう	産業部商工課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
7	公益財団法人石巻市芸術文化振興財団	教育委員会生涯学習課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
8	石巻産業創造株式会社	産業部産業推進課	非該当	非該当	該当	非該当	非該当	非該当
9	網地島ライン株式会社	復興政策部地域振興課	非該当	該当	該当	非該当	非該当	非該当